

抗菌・抗ウイルス分野の技術的適用文書(JNRP31S12)改正の要旨

2024年7月5日

認定センター試験認証認定課

1. 改正目的

JIS L 1922 の改正(改正日:2024年3月21日)に伴う要求事項を変更するための改正

2. 主な内容

- ・試験設備のバイオセーフティレベルを確認し、「様式 2 登録等を受けようとする試験の範囲の別紙」に明記することを追記
- ・JIS L 1922 附属書 A(参考)表 A.1 に例示された試験対象ウイルス株、宿主細胞及び増殖培地以外のもを使用する場合、各種適切な検証が必要であることを追記
- ・JIS L 1922 附属書 A(参考)表 A.1 に例示された試験対象ウイルス株、宿主細胞及び増殖培地以外を使用する場合、ウイルス及び宿主細胞の名称、使用の具体的な理由を試験報告書に記載することを追記
- ・「様式 2 登録等を受けようとする試験の範囲の別紙」の記載例を追加